

フェートン号事件の社会史：長崎町乙名と市中御備 新田経営

梶嶋, 政司
九州大学附属図書館記録資料館 : 助教

<https://doi.org/10.15017/1657347>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 59, pp.31-60, 2016-03-31. 九州大学附属図書館付設記録資料館九州
文化史資料部門
バージョン：
権利関係：



フェートン号事件の社会史

——長崎町乙名と市中御備新田経営——

梶嶋政司

はじめに

本稿は、文化五年（一八〇八）八月のフェートン号事件後、長崎市中の異国船への警備体制が再編強化されるなかで計画・実施された、長崎町人による市中御備銀の制度と市中御備新田の経営に着目し、フェートン号事件を社会史の視角から再検討するものである。その際、前提となる長崎町人の異国船についての認識や、フェートン号事件後の長崎市中警備の実施過程についても検証したい。

東南アジア海域で勢力を拡大するイギリス艦隊の安全を確保するため、バタヴィアから長崎へ向かうオランダ船を拿捕することを目的に、マカオを出発した軍艦フェートン号は、文化五年八月十五日、オランダ東インド会社の商館が置かれていた長崎へ到来した。長崎に来航したフェートン号は、偽つてオランダ国旗を掲げており、貿易船の入港手続きのために検使が派遣された。検使が小船でフェートン号へ近づくと、検使に同行していた二名のオランダ商館員ホーベマンとスピンメルが、フェートン号の船員に捕らえられた。翌十六日には、フェートン号の船長ペリューが、オランダ商館員二名を人質にオランダ商館長にたいして食料を要求する。明朝までに要求した食料が

届けられない場合、湾内の日本の小船や中国の貿易船を焼き払うと通告した。

十五日夜半には、沖合に碇泊していたフェートン号から武装した小艇が数艘おろされた。小艇は長崎港の警備の重要な施設であつた西泊と戸町の両番所前を通過して湾内へ侵入して來た。警備の手薄な番所前を難なく通過し、湾内でオランダの船舶を探索し始めた小艇に驚いたオランダ商館員は、一時、出島を出て長崎奉行所へ避難する事態にいたる。

フェートン号の行動に對して、長崎奉行松平康英は軍艦の焼き討ちを検討するが、武備の不足もあつて断念する。長崎奉行や出島のオランダ商館員、さらに長崎市中をも混乱に陥れたフェートン号であつたが、オランダの貿易船の不在を確認すると、八月一七日昼前、錨を上げて長崎をあとにした。フェートン号が帰帆した翌日の十八日、長崎奉行松平英康はフェートン号への対応が不調法であつたとして自害する⁽¹⁾。

近年、十九世紀初頭の日本の対外関係をめぐる一連の事件、レザノフ来航やフェートン号事件が、当時のヨーロッパを舞台とした世界戦争のあおりをうけた出来事であつたことは、日本史叙述においても通説となりつつある。他方、近世後期の歴史研究では、相次ぐ異国船来航が幕府の対外政策の転換をもたらすにいたる政治過程が精緻に明らかにされている⁽³⁾。こうした研究動向を背景に、フェートン号事件に関連する研究も進展している。本稿の問題に関心に關わるものとして、松尾晋一氏は、ロシア船の長崎来航に備えた長崎市中の警備を町人に担わせる計画案が、長崎の「御船頭」より長崎奉行へ献策されていたことを指摘している⁽⁴⁾。

本稿では、フェートン号事件をきつかけに計画された、長崎市中の異変への備えの実施の過程について、特にその財政負担の方法に着目して、長崎市中だけでなく、海を隔てた離島天草郡の地域社会を視野に入れて分析することにしたい。フェートン号事件を地域社会のなかで考察する視点である。主に利用する史料は石本家文書である。石本家は近世後期、天草郡に拠点をおき、広範に商業活動をおこなつた在郷商人である。近世前期に長崎から天草

へ移住した由緒をもつ同家の活動において、長崎との関係は重要であった。⁽⁵⁾ 本研究は、石本家文書の研究の一環である。

1、フェートン号をめぐる長崎町人の異国船認識——町乙名石本幸四郎の場合——

いわゆる文化露寇事件などの影響から、長崎ではロシア船にたいする警戒感が高まるといわれている。フェートン号事件はそのような状況のなかで起きた出来事であつた。⁽⁶⁾

ロシア船脅威論が広がりをみせるなか来航した異国船フェートン号を、長崎町人はどのように理解していたのであろうか。彼らにとって異国船の脅威とは如何なるものであつたのであろうか。異国船にたいする長崎市中の警備体制刷新強化の前提とも言える、長崎町人の異国船認識の検討からはじめよう。

フェートン号事件直後の文化年八月二一日、長崎平戸町の町人石本幸四郎は、同族関係にある肥後国天草郡石本家へ次のような手紙を書き送っている。すなわち、「此節之船ハ決てヲロシヤニテハ無御座、阿蘭陀敵国エケレス国之船ニテ、全く阿蘭陀え打掛リ可申心得ニテ渡來いたし候得共、幸ひ哉当年ハおらんだ渡來無之先無事ニ相済、最早格別之儀ニハ無御座候」⁽⁷⁾ と。

ここで、石本幸四郎は、巷でうわさとなつてゐるロシア船来航を否定したうえ、フェートン号がオランダに敵対するイギリス船であること、さらに、イギリス船の来航目的は、オランダの貿易船を攻撃することであつたが、幸いにも今年はオランダ商船の出島来航はなく、無事に終わり、イギリス船の脅威も今は無くなつてゐることを、天草の同族石本家へ報じてゐるのである。

この手紙は、八月二十日に長崎の石本幸四郎方へ到来していた、八月十八日付天草石本家書翰への返信として認

められたものであつた。先に引用した部分の前段には「当地之成行、御及聞之通異国通商之土地覺悟之前とは乍申、誠ニ大騒動（中略）、右ニ付為御迎御手船御廻シ被下、誠ニ以御深切之段一類共一統難有仕合」とあり、ここからは、天草石本家が、異国船の来航で混乱する長崎の石本幸四郎家にたいして、いち早く避難のために迎えの船を派遣していたことがうかがえる。

天草の石本家は何故そのような対処をしていたのであろうか。長崎から海を隔てた離島の天草郡内では、八月十七日に、船頭を通じて高浜庄村屋上田家が、長崎へのロシア船来航の情報を得ていた。情報のなかには長崎市中の混乱の状況や、住民避難の報も含まれていた。⁽⁸⁾ 恐らく天草石本家においても、警戒するロシア船の長崎来航の報に接し、同族の家族を避難させるため、急遽長崎へ手船を派遣したものと考えることができる。フェートン号の来航は、右にみたようなロシア船来航の風聞として、天草をはじめ長崎周辺に拡散しており、天草石本家の行動は、その風聞に基づいたものであつたと理解できる。⁽⁹⁾

長崎町人石本幸四郎が事件直後の時点において、フェートン号はオランダに敵対するイギリスの船であるとの理解の上にたつて、すでにイギリス船の危機は去つているとの見解を示していることは、従来、フェートン号事件をめぐって、ロシア船来航の風聞を根拠に長崎の危機的状況が強調されることが多い研究状況にあって、事件直後の長崎町人の証言として注目しておきたい。少なくとも、フェートン号事件を経験した長崎町人の一部において、オランダ船が入港していない状況下におけるイギリス船の脅威は極めて少ないとの冷静な認識があつたと考えることが出来る。

石本幸四郎は、長崎平戸町の町乙名⁽¹⁰⁾を勤めていた人物で、市中の有力な地役人の一人であつた。⁽¹¹⁾ 平戸町の石本家は近世前期より豊後岡藩主中川家の長崎における御用達⁽¹²⁾をも勤めており、中川家から長崎奉行への手紙の取り次ぎや、中川家にたいして長崎奉行所や長崎市中や異国船の情報などを提供していた。⁽¹³⁾ フェートン号事件に際しては中

川家へ動静を詳しく速報している。

ここで、フェートン号がオランダと敵対するイギリスの船である、とする情報について整理しておくと、来航二日目の八月十六日の時点において、フェートン号がイギリスの軍船であることは、オランダ商館長ドゥーフより長崎奉行松平康英へ通知させていたことが確認できる。⁽¹⁵⁾ フェートン号のマストにはイギリス軍艦旗がはためいていたという。そして、平戸町乙名であり、豊後岡藩主中川家の御用達を勤める石本幸四郎の立場を勘案するならば、彼はこの情報を、どこかで入手出来たと想定することは、それほど難しいことではないと思われる。

確証を得るには至らないが、八月二十一日の手紙に示した、フェートン号に対する町乙名石本幸四郎の認識は、八月十六日にオランダ商館長ドゥーフから長崎奉行松平康英へ知らされた情報を前提としたものであつたと理解しておきたい。

長崎における、八月下旬以降の、フェートン号事件の事後経過と、異国船問題の展開をみておこう。

フェートン号事件から約半月が経過した文化五年八月三十日、オランダ商館長ドゥーフは大通詞らを呼び、その場において、「英艦は露国の内意を受けて日本の国情を探知するため來りしならんと」の説明をおこなつたとされる。

このことを、ドゥーフの『秘密日記』十月十八日（西暦）の記事で確認してみよう。ドゥーフは、フェートン号事件後の長崎市中において、長崎奉行が自害した原因を、「イギリス人は、ただオランダ船を探るためにだけ当地に來たのだといつているのだから、奉行の切腹の原因はオランダ人であると推測されている」と噂されていることについて、懸念を抱いている。そこで、ドゥーフは、将来、日本におけるオランダの立場が不利な状況とならない方策を考え、「イギリス船来航の原因は（最近の情報によると）イギリスと同盟を結んでおり、今や日本の戦争相手でもあるロシア人のせいである」という説明を案出し、翌十月十九日に小通詞へ伝えたと述べている。⁽¹⁷⁾ いわゆる英露同盟論が宣伝されていることが確認できる。

九月三日には、長崎奉行曲渕甲斐守景露が江戸より長崎へ到着し、フェートン号事件に関する事情聴取が始まる。⁽¹⁸⁾ 九月七日に曲渕景露はオランダ商館長ドウーフとフェートン号に捕らわれていたホーベマンとスヒンメルの取り調べをおこなつた。⁽¹⁹⁾ 同十日には、日付と通詞が長崎奉行の命をうけ、これまでドウーフが通詞へ話した内容と七日の長崎奉行の尋問の答弁を書面で提出するようドウーフに要求し、これをうけて翌十一日、ドウーフは長崎奉行へ書面を提出している。⁽²⁰⁾

十二月二十一に小通詞本木庄左衛門が江戸から長崎へ戻つてみると、長崎奉行の内命をうけた大通詞石橋助左衛門・小通詞本木庄左衛門は、同二十六日以降ほぼ毎日出島に赴き、ドウーフにたいしてヨーロッパ情勢についての尋問をおこなつた。⁽²¹⁾ フェートン号事件後の一連の調査の過程で、ロシアに統いてイギリスの脅威が日本国内において理解されてくるといわれている。⁽²²⁾

2、フェートン号事件と長崎町人の行動

前節では、フェートン号事件における異国船認識を見てきた。フェートン号事件直後、長崎平戸町の町乙名石本幸四郎は、フェートン号は警戒していたロシア船ではなく、オランダと敵対するイギリスの船であり、オランダの貿易船が来航していない状況下、すでにフェートン号も帰帆した上は、イギリス船の脅威は去つてはいるとの冷静な判断をしていた。しかし八月末以降、長崎では、オランダ商館長ドウーフの思惑によつて、英露同盟論が展開されていく。このような状況をふまえて、次にフェートン号事件後の長崎町人の行動を見てみよう。

(1) 長崎町人の預け銀

長崎平戸町の町乙名石本幸四郎は、八月二十一日付の手紙で次のようにも述べていた。「纔ながらも町内有志共召連レ右場所え相詰候付ては、私共ハ勿論家内たりとも立退候儀ハ難致、いつれ国々御出勢迄ハ一命差はめ出勤仕⁽²⁴⁾。フェートン号事件に際して、近隣の大名領が派兵する長崎警備の人員が持ち場に到着するまでは、町内有志によつて異国船から長崎市中を守る必要があり、そのため家族共々退避はしない、というものである。

また、別の箇所では「此後とても異国近キ国之儀ニ付、万々一変事御座候ハヽ、相成儀ニ候ハヽ、悴共壹両人ハ是非尊家え御頼可申上儀も難計奉存候ニ付、其節ハ無御見捨宜奉頼候」と、今後万が一、貿易都市長崎に異変がおこつた時は、子供たちは天草石本家を頼つて退避させることもあり得ることを示唆している。

長崎と天草島は海を隔てているが、海上交通で結ばれていた。鎖国期を通じて、両地域は幕府直轄の天領であつた。延宝期（一六七三、八〇）以降、天草米が貿易都市長崎の飯米として供給されるなど、経済的つながりも強い⁽²⁵⁾。手紙の記述からは、離島天草が長崎の異変に際して避難場所となつていることがわかる。

実は、天草を長崎異変の際の避難場所と考えていた長崎町人は、石本幸四郎のほかにもいた。次の史料はフェートン号事件の翌月、文化五年九月付の「預申銀子証文之事」という史料である⁽²⁶⁾。

預申銀子証文之事

一合銀五拾貫目

此訣 弐拾貫目

三拾貫目

田中分・宮崎分

右は此度任御相談、書面之銀高慥ニ預り置候處実正也、万一御地異変之節御家内御引越も候ハヽ、何時も御渡可申

候、其節手元指支返納難成節は拙者共持地之内於御領村・才津村、銀高相応ニ相渡可申候、為其預り手形如件

文化五年辰九月

天草御領村石本治兵衛印

石本平八郎印

石本熊四郎

長崎

中村九右衛門殿

田中かつ殿

宮崎鶴次郎殿

長崎町人の中村九右衛門、田中かつ、宮崎鶴次郎の三人は、それぞれ中村は銀二〇貫、田中と宮崎が銀三〇貫、合計銀五〇貫を、天草御領村の石本家に預けている。証文のなかに明記はされてはいないが、恐らく天草石本家では、預かった銀を運用したものと考えられる。

さて、ここで注目しておきたいのは、「万一御地異変之節御家内御引越も候ハ、何時も御渡可申候、其節手元指支返納難成節は拙者共持地之内於御領村・才津村、銀高相応ニ相渡可申候」とある部分である。これによれば、長崎に異変が起り、中村、田中、宮崎各家の家族が天草に引っ越して来た場合、天草石本家はいつでも預かった銀を渡すこと、もし手元差し支えによつて預かった銀高を返納出来ない場合は、銀高に応じて石本家が所有する居村の御領村と才津村の土地を渡すことを約束している。

文化五年（一八〇八）九月という日付に注目すれば、長崎の異変が、前月に起きたフェートン号事件のような異

国船の長崎来航を想定していると考えることができよう。つまりこの証文は長崎町人が異国船来航の異変に備え、家族を長崎から天草へ避難させたときに必要となる資金を天草石本家へ預けたものと考えることができるのである。

長崎町人から銀を預かった天草石本家について見ておこう。天草御領村石本家は近世前期に長崎から天草へ移住した由緒をもつ百姓であり、のちに商売をはじめて成長し、寛政期から文化期にかけて長崎町人と物品売買や為替金融の関係を持ち、文政期には入札株を取得して長崎貿易品の取り扱いもおこなう。⁽²⁷⁾ 天草石本家と中村九右衛門、田中かつ、宮崎鶴次郎の三名との関係は不明であるが、文化期における天草石本家の経営のあり方をふまえるならば、この預り銀が天草石本家の長崎町人との金融取引の一環であったという側面があると考えることも出来よう。⁽²⁸⁾

(2) 長崎惣町乙名中の献策と市中警備

オランダ商館長ドゥーフの英露同盟論によつて異国船への脅威が高まり、長崎町人のなかには、異変から家族を守る対策をとる者たちも現れていた九月、長崎惣町の乙名中七十八名は、長崎町年寄の高嶋四郎兵衛と久松喜兵衛両名へ願書を提出し、長崎市中の異国船警備について献策をおこなつてゐる。次に、その一部を引用してみよう。⁽²⁹⁾

(表紙) 「異船渡来之節市中御備之儀ニ付連員を以奉願候書付控」

(前略) 第一当所之儀は異国通商之場所ニ御定被置候得は他国と違ひ外國え相響キ候儀ニ付、地内ニおゐても相応之御手当等可被仰付置儀ニ奉存候、右ニ付ては先達て異国船渡來之節浜手所々御固ニ付、私共は勿論下役火消之ものとも召連、即刻御役所御同前並向々御固場所其外市中御廻り等えも手を分人数引連、昼夜御付添相勤、且又石火矢武器竹策入用之品々持運ひ人夫等之儀も右人數之内を以急場之御用弁相整、其外加役方ニ付向々様より被仰付候御用向等、品々相勤候次第ハ巨細ニ不申上候得共、何れも差はまり罷在候儀御座候、然ル處已來露西亞船

渡來之節御固之御手割、此度御書付を以被仰渡候趣ニ付ては、御役所附并五組之者共え人數御定被召連、武器持運ひ人夫等は散使差配いたし、売船荷船等之取計は波戸場役え被仰付候趣ニ御座候得共、是には平常之節ニ候ハ、如何様ニも出来可仕哉ニ候得共、⁽²⁾先達て之模様を以相考候處、火急之節ニ至り、右之役々より人夫船方共手当仕候ては逆も急場之間ニ合兼候次第も可有御座、畢竟先達て武器持運ひ方等之儀、私共引連相固罷在候人數之内より即刻差出候故急場之御用弁ニ相成、其外船方等之儀も町方え相掛り、夫々兼て支配仕候儀故、諸事申渡候筋早速行届、既波戸場ニおゐてハ水主雇入方さへ不行届趣も有之候得は、此後右体之節ニ至右之者共より之懸引何分可有御座哉、是に之当り巨細ニ難申上奉存候、其上第一御固ニ被召連候五組之儀、御銘々様ニて共纏之人數ニ相見、万一異国人上陸等仕候節は御手当ニは至て手薄可有御座哉ニ奉存候、隨て惣町之儀は私共を始、組頭・日行使・下役并火消共都合武千人程も有之、其上町々ニて差はまり相勵候者共、被仰付次第差出可申候、左候得は一統相勵ミ、猶亦下役ニ至迄兼て其旨心得為置候様仕度奉存候、別て浜手之儀は諸家御蔵屋敷も有之、異変之節ハ早速御備可有御座儀ニ奉存候處、先達て之通りニては一向夫等之御手当も無之儀ニ付、御一統様御固場所并町方浜手之儀は船路より上陸之場所々にて市中專一之固場所ニ候得は、兼て御差団不被成置候ては急速之手当出来仕間敷奉存候、且又諸品持運ひ人夫并船方懸引之手割迄兼々被仰渡置、異変之節御合団次第駁付、万端御差団を請相勵申度奉存候（後略）

引用した部分によれば、フェートン号事件の際の惣町の対応を述べた後、傍線部①では、今後ロシア船が渡來した場合の警備は、「御役所附」と「五組」のうちから動員され、武器を持ち運ぶ人夫などの指団は散使がおこない、商船や荷船の取り扱いは波戸場役の役割とすることなどが定められていたことがわかる。

これに対しても町乙名中は傍線部②で、フェートン号事件の経験をふまえ、散使と波戸場役による人夫と船方の備

えでは、平常の時はいざ知らず、火急非常の際は急場を凌ぐことは出来ないと指摘をおこなつてゐる。その上で、傍線部③において、惣町には町乙名以下、組頭、日行使、下役、火消などをあわせると合計二千人の規模の地役人が居り、これに町々の有志を加えた人員によつて浜手の警備を補完する必要性があることを力説してゐる。

地役人による市中警備については、添田仁氏の一連の研究に詳しい⁽³⁰⁾。ここではフェートン号事件後の市中警備強化策を見ておこう。

翌文化六年二月二十一日、『異国船渡來之節御備向手続并心得方大意畫』が年番町年寄久松喜兵衛から年番町乙名小西慶左衛門へ渡された⁽³¹⁾。これ以降、三月二十七日に紅毛船と悪船の合図の試揚を皮切りに、異国船を想定した市中警備の強化が実践されていく。

「惣町」の関与を見ていくと、翌四月八日、江戸町の惣吉なる人物がフェートン号事件の際の番舟水主の働きを褒賞された上で今後の異国船警備の舟へ乗り組みを命じられた。また同月十二日には異国船警備や火事場における町乙名の目印として、桃灯に印をつけることが通達され、異変に際しての町乙名の役割も明確にされている。

四月二十二日には、市中警備の武器は立山下・西御役所内御武器蔵、北瀬崎御塙硝蔵から安禅寺、大音寺、御船蔵詰、北瀬崎、出嶋、俵物役所、新地、唐人屋敷の各所へ持ち運ぶこと、遠見番出役の船五艘に搭載する武器は四月に渡し、九月に返すことなどを、「御備懸り町年寄」へ通達している。東築町の諸国定間屋（稻津善五郎、紙屋吉左衛門、五嶋屋清左衛門）が所有している船は、市中警備の合図次第、定められた場所へ乗り付けることも命じられた。市中警備の強化策は六月頃まで断続的に続く⁽³²⁾。

3、市中非常備銀と市中御備新田

町乙名中が献策した市中警備強化の成否を左右する、とりわけ重要な点のひとつは、財源確保の問題であろう。次に町乙名が考えた財源確保の方策について検討しよう。

(1) 市中非常備銀

最初に次の史料を見てみよう。⁽³³⁾

(前略) 去ル巳年（文化六年）⁽¹⁾ 市中非常為備、乙名一統申談、銀高百四拾貫目ニ相極、右之内拾貫目は乙名中ニて
差出、残百三拾貫目は、地下中為惣代町々有徳之者拾三人え申入、無利足ニテ貳拾ヶ年返済之積りを以借入、於
天草郡田地譲り請、亦は質地引當貸付置、年々作右徳米利銀を以、御年貢上納并銀主中返済銀其外収納方諸雜費
等之手当ニ仕、銀主中返済銀割戻シ候年限相満候上は、乍縫も有余有之候分も年々相備、利附を以貸附候ハヽ、
往々は銀高ニも及び、市中非常備之一助ニも可相成哉ニ付、其段御伺申上候處、被為成御聞済、其上⁽⁴⁾本興善町紙
屋甚兵衛義、御国恩為冥加上納銀六拾貫目御下ヶ渡ニ相成、右市中備銀之内え差加え候様被仰渡、都合銀高貳百
貫目を元ニ立、追々天草郡ニおゐて田地譲り請、貸附方等取計候儀ニ御座候（後略）

この史料は、文化六年の長崎における市中非常備銀について述べたものである。傍線部⁽¹⁾によれば、このとき町乙名中の協議によって、銀百四十貫目の非常備なるものが計画されている。非常備銀百四十貫目のうち、十貫目は乙名中が拠出し、残りの百三十貫目を長崎町内の有力者十三人より、無利息二十年賦で借り入れ調達するというも

のであつた（傍線部②）。これに、本興善町紙屋甚兵衛が上納した冥加銀六十貫目の下げ渡しを受け、非常備は合計銀二百貫目となつた（傍線部④）。

傍線部③によれば、市中非常備銀の構想とは、集まつた銀額を元手に、長崎町人が天草郡内の地所を譲り受け、または質地貸し付けをおこなう、というものであつた。譲り受けた田地からは作徳を取り、貸し付けからは利銀を得ることが出来、得られた作徳と利銀から土地経営に必要な経費を差し引いた残りから、田地の年貢上納と、市中有力町人より借り入れていた無利息二十年賦の返済をおこなう、という計画である。後年、無利息二十年賦の借り入れが完済すれば、それ以降については、譲り受け田地の作徳と貸し付けの利銀を毎年貯えることが出来、これを元手にさらに貸付を行うことで利銀を得、市中非常備の一助とすることが出来るという仕組みである。

以上が、町乙名中が構想した市中非常備の計画であるが、はたしてうまく運用されたのであろうか。次に、市中非常備の天草郡内における地所譲り受けと質地貸し付けの状況を具体的に検討していくことにしよう。

（2）田口惣兵衛による天草郡内の新田開発と質地貸し付け

天草郡内における長崎市中御備新田の集積は、長崎市中御備銀の制度が創設された文化六年から始まつてゐる。

次の史料は、田口惣兵衛なる人物が、文化十年（一八一三）六月朔日、長崎代官高木作右衛門による新田の見分に地主として立ち会い、その際の記録を後年のために書き留めたものである^{〔34〕}。天領天草郡は、文化十年二月、島原城主松平家の預かり地から長崎代官高木作右衛門支配へ支配替えとなつてゐた^{〔35〕}。

安永七戌年築立

字濱ノ原

元願人下田庄屋俸

一新聞大繩反別三町歩

園田友次郎

是は元地主友次郎築立之儘所持いたし候処、内証向差支、親正作右地所質地差出、長崎山下雄平より十九錢六拾武貫三百目借請候処、返済難相成天明二寅年、右雄平え永代譲渡候得共、同人支配中手入不行届、荒地之儘去ル巳年（文化六年）、長崎備銀掛え引請候以後当酉年（文化十年）より試として作付相成申候。

*（ ）内は引用者注

この史料によれば、下田村の濱ノ原という場所の新聞（濱ノ原新田）は、安永七年（一七七八）に下田村庄屋倅園田友次郎によつて「築立」がおこなわれていた。その後、園田家の財政が差し支えのため、父親正作は同地を質地に、長崎山下雄平なる人物から十九文錢^{〔36〕}六十二貫三百目を借用したが、結局借用錢の返済が出来なかつたため、質地は天明二年（一七八二）に山下雄平へ永代譲り渡すことになった。山下雄平とは、入来屋という屋号をもつ長崎西濱町住の町人で、安永期（一七七一～一七八〇）より天草郡内の新田を集積していることが確認できる。^{〔37〕}

傍線部によると、濱ノ原新田は、山下雄平が永代に取得した後、手入れが不行き届きで荒れ地のままであつたところ、文化六年に「長崎備銀掛」が譲り受け、文化十年から作付けを始めたのであつた。長崎代官高木の見分は、この作付けをはじめるにあたつて実施されたものである。

ここで、田口惣兵衛に着目してみよう。彼は長崎町人で、当時、西濱町の町乙名を勤めていた人物である。つまり、文化六年に町乙名中が市中非常備銀の制度を策定（前節参照）した際にも、町乙名の一人として協議に加わつていたと考えられるのであり、さらに遡れば、文化五年九月に長崎惣町乙名中が提出した異国船に備えた市中警備の献策の署名者のうちの一人に名を連ねていてることを確認することが出来る。^{〔38〕}

すなわち、彼は、大正五年九月の異国船に備えた市中警備の献策、文化六年の市中御備銀制度の制定、文化十年

の市中御備新田の作付けの際の見分の立会と、一貫して一連の施策への関与が明らかとなるキイ・パーソンと言える。

そこで、以下では田口惣兵衛の動向を中心に見ていく。次の史料は、文化十二年（一八一五）十二月に、天草郡早浦村から長崎御備新田方に出土された新田開発に関する証文である。⁽³⁹⁾

差出申一札之事

一⁽¹⁾去ル未年（文化八年）田口惣兵衛殿御渡海之節御見立被成候久玉組早浦村枝郷路木地先□干渴新開場之儀は、其節申立候通村方は不及申近村吉田之差障りも無御座、猶又路木郷之儀は御田地無数之村柄ニテ百姓共難渋仕候ニ付、メ切仕候ハ、大勢之百姓共御田地ニ在付永続仕候儀と奉存、先庄屋存立右場所見分之上積り方等仕候得共、入用銀大造相懸り候儀ニテ於村方ニは迎も不行届無致方押移り罷在候折柄、幸之儀ニ付右開発場所御見分御座候處⁽²⁾メ切之間數式ヶ所ニテ長延三百五拾六間余此反別凡拾町歩程之場所、堤石垣并水門等相仕立、將又メ切普請相用候柴歛朶土石等は村方稼山之内最寄之場所より取之候積りニテ追々御談合相済、去ル未年一旦富岡御役所えも申立置候處、彼是手間取候内去々酉年（文化十年）御支配御引替りニ相成候故、當御支配所え申立候様申渡有之候儘見合せ罷在候得共、顧向百姓共困窮申立何卒前文之場所開発之儀猶又打返及御談吳候様縋て相願申候、依之去ル未年御談相決居候通長崎市中御備として何卒御築立被下置候ハ、乍纔御益筋ニ相成、百姓共ニおゐてハ永々御田地ニ在付永続之基ニ相成、誠ニ難有次第二御座候、尤右開発成就之上鍤下年限等は郡中先例も有之、猶地馴候上は相應之御年貢相納村請之積を以、來ル正月より御普請御取懸り御座候様、早々御築立之御手数被成下御願立被下度重畠宜奉頼候、依之村方規定証文差出申候處如件

文化十二亥

十二月

早浦村百姓惣代

茂七(印)

(早浦村年寄・庄屋・下田村庄屋立会・平床村庄屋立会省略)

長崎

御備新田方御衆中

* () 内は引用者注

傍線部①によれば、文化八年に天草に渡海していた田口惣兵衛は、久玉組早浦村枝郷路木という場所で石高の付けられていない無主地を探している。このとき田口惣兵衛によつて見いだされた早浦村枝郷路木の干渴新開の場所は、村方や近村の田地にも支障はなく、田地が無くて難渋していた路木郷の百姓にとつては、大勢の百姓が田地にありつくことができる機会であった。

早浦村では以前から、この場所の新開計画があつたが、庄屋による普請の見積もりで莫大な費用がかかることがわかり、計画は頓挫していたという。こうした経緯があつた後、文化八年に田口惣兵衛による新開計画が持ち上がつたのである。傍線部③に「去ル末年御談相決居候通長崎市中御備として」とあるところから、文化八年の田口惣兵衛の新開計画が、長崎市中御備のためのものであつたと判断することが出来よう。

傍線部②によれば、開発の規模は、〆切の全長が三百五十六間ほどあり、新開地の面積は十町歩におよぶ。工事に必要な柴歛束・土・石などは村方の稼山から採取する約束で計画が進行していたようだが、当時は着工に至らず、文化十二年十二月に、再び開発が実現化している。枝郷路木は、土地のない場所柄、新田開発は百姓が土地へ有り

付くことが出来る機会であり、早浦村としては、一度中断した長崎市中御備新田の開発再開のチャンスが到来し、期待が高まっている。

田口惣兵衛は天草郡内の新田開発を手がける一方で、新田を質地とする貸し付けもおこなつた。次の史料は天草郡久留村の事例である。⁽⁴⁰⁾

極置一札之事

久留村字友
一メ切新田壱ヶ所

此反別見積凡拾町歩

但御高入并御見取付等之儀は本証文ニ書入御渡可申候

右は四十八年以前未年、祖父惣助築立置候御田地今般其御元え質地差出、代錢拾九式百拾貫目ニ相極此節請取可申処、右地所ニ付外ニ借用相蒐り居候ニ付先々遂熟談、当秋下田新田納屋へ御越之上、其節本証文引替錢請取候様御相談申極候處相違無御座候、為後日一札如件

文化八年未三月

新田主
崎津村

玉木虎之助^印

(受人二名・証人一名省略)

田口惣兵衛殿

前書之通相違為無之奥書印形如此御座候、以上

未三月

久留村庄屋

小林市郎右衛門印

これは、崎津村玉木虎之助が、久留村のメ切新田十町を質地に、田口惣兵衛から十九文錢二百十貫目を借用するためを作成した仮証文である。対象となつた場所は「四十八年以前未年」の宝暦十三年（一七六三）に玉木虎之助の祖父惣助によつて「築立」された新田であつた。「外ニ借用相蒐り居候」という事情から仮証文を出し、本証文は秋に渡す約束となつてゐる。

この仮証文のなかに「長崎市中御備」という文言は見えないが、文化八年という年は、先述したとおり、田口惣兵衛が天草へ渡海し、長崎市中御備のために早浦村の新開地を見つめた時期にあたる。そのような状況から判断して、久留村のメ切新田十町を質地とした十九文錢二百十貫目の貸し付けは、田口惣兵衛の名義で契約されているが、実態としては、市中非常備銀を元手とした貸し付けであつたと考えることができよう。

以上、本章では天草郡内の市中御備のための新田開発、新田の譲り受け、質地貸し付けの事例を見てきた。天草郡内における長崎市中御備新田の集積は、長崎市中御備銀の制度が創設された文化六年から始められていた。これらの事業を中心におこなつてゐたのは長崎市中御備銀懸の町乙名田口惣兵衛であつた。それでは次に、集積された新田の経営について見ていく。

4、市中御備新田の經營

（1）市中御備銀懸と支配人富永仁兵衛

天草郡内の長崎市中御備新田は、長崎町乙名たちが地主として支配していた。天草郡内の長崎市中御備新田の支配にかかわっている「市中御備銀懸」（「天草新田取扱掛り」とも言う）町乙名として、文化六年から同十二年頃までの時期、田口惣兵衛のほか、石本新兵衛、本山重兵衛、金子恵吉郎の名前を確認することができる。「市中御備銀懸」とは長崎町乙名の加役の一つと考えることができる。⁽⁴¹⁾彼らは、例えば文化十一年（一八一四）八月十九日に、本山重兵衛と金子恵吉郎が「新田御取扱」のため天草へ渡海している事例からわかるように、通常は長崎市中にあって町乙名を勤め、必要に応じて天草へ来島してきたものと思われる。

それでは現地天草での新田の管理運営は誰がどのように行っていたのであろうか。次にこの点について見ていく。次に示すものは、端裏書に「新田支配方之儀ニ付富永仁兵衛差出候請証文」とある史料である。⁽⁴²⁾

長崎表非常為御備去ル已（文化六年）十一月当郡下田新田御引請ニ相成、其後引続所々新田御引請、質地等之御取組被成候ニ付、御談之上右新田一体支配仕候処去西年（文化十）御改見取入反別等之儀も下拙名前ニて江戸表御届ニ相成候儀ニ御座候、右ニ付ては此上弥諸事心を付万端出精仕候様此度態と御達之趣承知仕候、右新田方ニ付ては心之及出精仕、収納方ハ勿論普請向其外追々質地等之御取組有之節は地位御年貢諸掛り物等迄無手抜相調、地所ニ付故障等之有無精々相糺、聊御備方御不益之儀無之様万端取計、猶御為筋心付候儀は逸々御談可仕候、依之右御請如是ニ御座候、以上

戊（文化十一年）四月

富永仁兵衛印

長崎新田方御掛御衆中

* () 内は引用者注

まず、引用史料の冒頭部分から、文化六年十一月以降、天草郡内における市中御備新田の取得が進んでいることがわかる。その一・二の例については、すでに山下雄平からの新田譲り受けや、田口惣兵衛の新田開発に見たとおりである。

ここでは傍線部に注目しよう。傍線部によると、富永仁兵衛なる人物が市中御備新田の全般を支配していることになっている。文化十年の見取検見の際には、富永仁兵衛の名前で江戸表への届け出がなされている。そして富永は、新田の年貢収納や普請、質地を取り組む際の地位や年貢諸掛り物についても手抜かり無くおこない、土地について差し障りなどが無いようにして、「御備方」すなわち「市中御備銀懸」に不益の無いよう取り計らうと誓約している。

富永仁兵衛について見ていく。彼は天草郡平床村の庄屋を勤める人物であった。「近村之儀」であることから、「長崎市中為御備下田久留村所々々切新田」の支配人という役目を引き受けた。⁴⁴⁾ 天草郡内の長崎市中御備新田の管理運営は現地に置かれた支配人によって実務がおこなわれていたのである。

このほか、在地の村人が長崎御備新田方の杉山の管理を請け負う事例もみられる。長崎御備新田方は、文化六年（一八〇九）に山下雄平から譲り受けた二箇所の山へ、文化八から翌九年にかけて杉苗三千五百本を植林した。そこで文化十年（一八一三）五月、下田村の恒吉と虎右衛門が杉山の管理を任されている。恒吉と虎右衛門の両名は「以来右山方私共え支配いたし候様御申付被成候間、万端引請世話可致旨承知仕候、然上は諸事心付此後杉山内え草

刈之者不立入牛馬挽入不申候様堅相製可申候」と誓約している。彼らは、「後年ニ至右杉御切取被成候節は売払代之当りを以壱割宛世話料手当として可被成御渡旨今般御約定仕、猶又壱ヶ年十九錢三拾目宛御渡被下忝奉存候」とあるように、年間十九文錢三十目と、将来、生育した杉を売り払う際には一割を世話料として得ることを約束している。⁽⁴⁵⁾長崎市中御備新田の管理運営は現地の支配人等によつておこなわれていたのである。

(2) 長崎市中御備新田の生産性

支配人による新田の管理運営を、長崎市中御備新田の生産性という問題とあわせて考えてみよう。まずは久留村大古江の新田五町八反の事例を見てみる。

大古江新田は、宝暦十二年（一七六二）に天草郡崎津村の折右衛門が「築立」したもので、同人跡目の織七という人物が所持していた。ところが「内証方差支、去々未七月質地差出候ニ付、申七月迄一ヶ年銀請返之約定証文取之、備銀之内丁錢千九百貫文貸渡、同年より御年貢并諸役共相勤來候処、期月返済難相成流地致度旨申出候ニ付、約定之通流地」とあるように、内証が差し支えた織七は、文化八年（一八一二）七月、この新田を質地に差し出し、長崎市中御備銀から丁錢千九百貫文を借り受けた。質地の年貢と諸役は、錢を貸した市中御備銀掛が勤めた。その後、文化九年七月に借用していた錢の返済期日を迎えたが、織七は返済出来なかつたため、新田は流地となり、市中御備新田となつた。

ここで、文化十年（一八一三）時点における大古江新田五町八反の年貢上納の状況を見てみよう。

内

式反歩 安永三年より御見取御年貢上納仕居候分

フェートン号事件の社会史

壱町歩 寛政元酉年より右同断

三反五畝歩 寛政十二申年より御見取御年貢上納仕居候分

三反歩

文化三寅年より御見取烟御年貢上納仕居候分

小以壱町八反五畝歩

残三町九反五畝歩

内

三反五畝歩

当酉（文化十）年より御見取御年貢上納奉願候分

猶残三町六反歩

来戌（文化十一）年より猶亦七ヶ年鋤下延奉願候分

* () 内は引用者注

これによれば、宝暦十二年（一七六二）に開発された新田五町八反のうち、二反については開発から十二年後の安永三年（一七七四）年から「御見取御年貢」の上納がはじまつた。「見取」とは一般に、「収穫不同の土地には一定期間石高を付けないで、毎年、坪刈の検見をして、納米高を定めたこと」⁽⁴⁷⁾とあるように、生産高の低い新田などに適用された年貢付加の方法であつた。大古江新田の場合は、寛政元年（一七八九）に一町歩、寛政十二年（一八〇〇）に三反五畝、文化三年（一八〇六）に三反、文化十年（一八一三）に三反五畝と、徐々に「見取」が実施される新田が増えている。

「見取」は、早稻の刈り取りの季節となる八月におこなわた。文化十年の大古江新田の場合、八月に平床村庄屋富永仁兵衛（長崎御備新田支配人）が久留村百姓代三名、同村年寄・庄屋各一名と連署して、「早稻方作付仕置候処、刈旬二相成候間、私共立会内見仕、則内見帳差上申候間、早稻方之分ハ此節刈取被仰付被下度、尤中稻・晚稻之儀

は当月末頃より九月中旬頃迄追々刈旬ニ相成申候間、御見分之儀宜被仰付被下、早稲方之儀は其節之御見競を以御年貢上納被仰付被下置候様⁽⁴⁸⁾と富岡役所へ願い出ている。

この文言によれば、支配人富永は、村方の役人立ち会いの下、内見をおこない、内見帳を作成することになつてゐる。内見帳を提出した上で、早稲を刈り取り、中稲と晚稲は八月末から九月中旬の刈り取りの時期に見分をうけることになつてゐる。

文化十年八月に作成された大古江新田の見取内見帳⁽⁴⁹⁾によれば、一筆ごとに面積と耕作者、内見高が記入され、十九筆に十名の耕作者名が見える。早稲が一反四畝二十六歩、中稲は二反十七歩、晚稲は三反七畝十七歩とあり、晚稲の作付けが多い。反別合計七反三畝の内見高は糲四石四斗九升七合五勺とあるが、脇に朱書で「弐石三斗七升」と書き込まれ、修正が加えられていることがわかる。

こうした手順で、見取年貢は賦課されてゐたのであるが、先の引用史料の傍線部に「三町六反歩 来成（文化十一年より猶亦七ヶ年鉄下延奉願候分」とある通り、文化十年（一八一三）の時点において、未だ三町六反については七ヵ年の「鉄下」の延期が願い出されている。

「鉄下」とは開墾中の土地に對して一定の期間、年貢を免除あるいは輕減することをさすと考えられる。つまり、大古江新田は、開発から五十二年経過した時点において面積のおよそ六十五%が、未だ見取年貢も賦課されない生産の低い新田であつたと考へることが出来るのである。長崎市中御備新田の生産性については、今後より詳しい検討を要するが、右の事例はから判断すれば、必ずしも生産性が高いとは言えないようである。

文政元年（一八一八）の時点において、天草郡内の長崎市中御備新田の総面積は五十六町九反八畝十二歩であつた。このうち質地貸し付けによつて利銀を得てゐる新田は一町三反余りであり、残り五十五町六反余は譲り受けによつて集積された新田であつた。譲り受けた新田五十五町六反余りのうち四十八町一反余は作付け出来たが、七町

五反余は荒地であつた。⁽⁵⁰⁾

結局、在長崎の市中御備銀懸町乙名が地主として支配し、現地の支配人が管理運営に携わった、天草郡内の市中御備新田の經營は、好ましい状態とはいえたようである。文政元年四月に、市中備銀懸の町乙名から長崎町年寄高嶋四郎兵衛に対して、天草郡の長崎市中御備新田を天草石本家へ引き渡すため、近々天草へ渡海することを申し出ており、引き渡しにあたって下作人の不服申し立てがないように、長崎代官高木作右衛門から天草郡内の村役人へ下達することも願つている。⁽⁵¹⁾ こうして、四月二十九日から五月三日にかけて、引き渡される新田の境目の見分がおこなわれ、五月十一日に契約を取り交わしている。⁽⁵²⁾ これ以降、市中御備新田は天草石本家の經營に委ねられていく。

おわりに

四章にわたつて、フェートン号事件を発端とした、長崎と長崎町人の異国船認識、長崎市中の異国船警備の献策とその実施過程、長崎町人による市中御備銀の制度と市中御備新田の実態を見てきた。最後にまとめをおこない、意義を考えよう。

フェートン号事件直後、長崎平戸町の町乙名石本幸四郎は、その立場から知り得たであろう情報を基に、フェートン号は警戒していたロシア船ではなく、オランダと敵対するイギリスの船であり、オランダの貿易船が来航していない状況下、すでにフェートン号も帰帆した上は、イギリス船の危機は去っているとの冷静な判断をしていた。その後、八月末以降の長崎では、フェートン号事件が検証されていく過程で、オランダ商館長ドゥーフの思惑によつて、英露同盟論が展開されていく。

こうしたなか、長崎町人のうちには、異変に際して天草郡へ避難することを考え、資金を天草の石本家へ預ける者たちが現れていた。英露同盟論が宣伝されるなか、長崎市中では異国船の脅威が高まっていると見ることが出来よう。

長崎惣町の乙名中による、長崎市中の異国船警備についての献策は、こうした状況のもと、提出されたものであつた。献策では、惣町の町乙名以下の地役人を動員し、これに町々の有志を加えた人員によつて浜手の警備を補完する必要性を主張している。文化六年三月二十一日には、『異國船渡來之節御備向手続并心得方大意書』が年番町年寄久松喜兵衛から年番町乙名小西慶左衛門へ渡された。それ以降、三月二十七日に紅毛船と悪船の合図の試揚を皮切りに、異国船を想定した市中警備の強化が六月頃までに実施されていく。

町乙名中が献策した市中警備強化の成否を左右する、重要な点は、その財源確保の問題である。文化六年、町乙名中は協議をおこない、非常備銀の制度が創設される。町乙名と有力町人が出資した原資を、天草郡内の田地の購入費用にあて、取得した土地の經營を御備新田方面乙名がおこない、そこから生まれる利益から、出資者への年賦返済をおこない、完済後は剩余を貸し付けにまわし、利銀を貯え、市中非常備の一助とする計画であつた。

天草郡内における長崎市中御備新田の集積は、長崎市中御備銀の制度が創設された文化六年から始められていた。天草郡内の市中御備のための新田開発、新田の譲り受け、質地貸し付けをおこなつたのは、長崎町乙名の田口惣兵衛という人物であつた。

田口惣兵衛のほか、「市中御備銀懸」町乙名として、石本新兵衛（幸四郎）、本山重兵衛、金子恵吉郎の名前を確認することができる。長崎市中御備新田の管理運営は、現地の支配人によつておこなわれていた。

しかし、天草郡内の市中御備新田の經營状態は好ましいとはいえたなかつたようである。文政元年五月十一日には、市中御備新田は天草石本家の經營に委ねられることになった。

最後に、市中御備銀による天草郡内の長崎御備新田の意義と今後の展望について考えておきたい。町乙名などの地役人をふくめ、近世の長崎町人は、貿易に主たる経済基盤をおいていたことは広く知られた事柄である。しかし、長崎貿易をめぐる諸問題が顕在化する文化年間に、異国船警備の強化を惣町としておこなうことを企図して、その財源の確保を、天草郡内の地主経営に求めた長崎町乙名たちの取り組みの事実は、長崎町人の再生産構造、ひいては長崎の都市のあり方を考える場合において、より広域な地域社会のなかで見ていくことの必要性と有効性を示唆していると言えよう。

天草の在郷商人石本家の視点から、今後も近世の長崎を見ていただきたい。

註

- (1) 斎藤阿具『ヅーフと日本人』廣文館、一九二二年
- (2) 横山伊徳『日本近世の歴史 5 開国前夜の世界』(一〇一三年三月、吉川弘文館) 一一八頁～一〇五頁
- (3) 藤田覚『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会、二〇〇五年
- (4) 松尾晋一「ロシア船来航への警戒と長崎警備——文化三・四年の蝦夷地の状況をふまえて——」(『研究紀要』第九号、長崎県立大学、二〇〇八年)、松尾晋一・藤井祐介「文化期長崎警備における船頭の献策——「極内密存寄奉伺口上書」の紹介——」(『研究紀要』第十号、長崎県立大学、二〇〇九年)、松尾晋一『江戸幕府と国防』(講談社、二〇一三年)一六〇～一六八頁。
- (5) 梶嶋政司「長崎町人の新田開発・「預ケ銀」と天草石本家」『九州文化史研究所紀要』五十七号、二〇一四年)を参照。
- (6) 梶嶋政司「フェートン号事件と長崎警備」(『九州文化史研究所紀要』第五十号、二〇〇七年)を参照。
- (7) 石本家文書八一九〇一一一「書状」(九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵)。以下で利用する石本家文書はすべて九州文化史資料部門所蔵)

- (8) 東昇「近世後期庄屋日記にみる地域情報の収集・伝達」（京都府立大学学術報告 人文）第六十五号、二〇一三年十二月）一一六〇一一八頁
- (9) 松尾晋一「港町長崎の危機管理——転換点としてのフェートン号事件——」（西山美香編『東アジアを結ぶモノ・場』【アジア遊学一三三】、勉誠出版、二〇一〇年）二三一～二三三頁、同『江戸幕府と国防』、講談社、二〇一三年）一七三〇一七六頁では、異国船の来航で混乱する長崎市中の様子と、近隣への情報の広がりが紹介されている。
- (10) 長崎の町乙名については、添田仁「近世中後期長崎における都市運営と地役人——町乙名の実態的・動態的分析をもとに——」（ヒストリア）第一九九号、二〇〇六年）が、都市運営にはたした役割を考察している。
- (11) 長崎平戸町石本家は壱岐の豪族出身で、長崎に来住、朱印船貿易家、町乙名という由緒をもつてゐる（松木文庫三六九「覚書」、九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵。以下で利用する松木文庫はすべて九州文化史資料部門所蔵）
- (12) 大友除国後、文禄三年（一五九三）、播州三木から中川秀成が豊後国へ入封。中川秀成はキリシタン。中川家は幕末まで存続した7万石の外様大名。
- (13) 元禄期の長崎には、熊本、佐賀、福岡、対馬、小倉、平戸、鹿児島、萩、久留米、柳川、島原、唐津、大村、五島、富江、秋月、三池、宇土、人吉、中津、日出、杵築、竹田、森、府内、佐伯、臼杵、延岡、高鍋、佐土原、飫肥、長府、清末、津和野、広島、福山の諸藩の御用達商人がいた。中村質「初期の未刊唐蘭風説書と関連資料」（『日本前近代の国家と対外関係』、吉川弘文館、一九八七年）のち中村質「近世対外交渉史論」（吉川弘文館、二〇〇〇年に再録）によれば「藏屋敷に、聞役を派遣した諸藩はもとより、特定の長崎町人（用達）にこれを代行させた遠隔小藩でも、彼等を通して海外情報を含む天領長崎の情勢を逐一把握していた」。
- (14) 松木文庫一「書翰抜書」、五一「旧記書抜」、一三四「石本家より豊後中川氏宛書簡控」、一三五「石本氏今豊後中川家宛書状控（文化二年）」のほか、北村清士「大分県の切支丹史料」（非売品、一九六〇年）、北村清士校注「中川家史料集」（新人物往来社、一九六九年）などの刊本に関連史料がある。石本と中川家の関係は寛永五年（一六二八）に確認できるが、御用達になる経緯は明らかでない。異国情報のほか、明暦三年（一六五七）から万治元年（一六五八）にかけて発生した大村藩領におけるキリシタンの大量露見事件である郡崩れの動向について注意を払つてゐることなどが確認できる。（松木文庫一「書翰抜書」）

- (15) 『長崎オランダ商館日記』四 秘密日記 雄松堂、一九九二年
- (16) 斎藤阿具 「ゾーフと日本人」一〇二頁
- (17) 『長崎オランダ商館日記』四 秘密日記 二三二四・二二二五頁
- (18) 松井洋子 「フェートン号事件の顛末」一三〇頁
- (19) 斎藤阿具前掲書一〇三頁
- (20) 斎藤阿具前掲書一〇三頁
- (21) 横山伊徳前掲書一七六・一七七頁
- (22) 斎藤阿具前掲書一〇七・一〇八頁
- (23) 横山伊徳 「日本近世の歴史 5 開国前夜の世界」一七六・一八〇頁、松本英治 「大槻玄沢『捕影問答』とフェートン号事件」『洋学史研究』第二十八号、二〇一一年
- (24) 石本家文書八一九〇一一一「書状」
- (25) 長崎の米の需給の問題については、矢田純子 「豊後国日田・玖珠両郡からの長崎廻米——買替納を中心にして」(『人間文化創成科学論集』一、お茶の水女子大学、二〇〇八年)、同「近世長崎におこえる払米の構造」(『お茶の水史学』五十六、二〇一二年)に詳しい。
- (26) 石本家文書一三八五五「預申銀子証文之事」
- (27) 秀村選三 「石本家の経営形態に関する一考察」(『九州文化史研究所紀要』三・四号、一九五四年)、楠本美智子 「近世商品流通に関する一考察」(『九州文化史研究所紀要』四十六号、二〇〇一年)、大村要子 「近世長崎に於ける貿易業」(『九州文化史研究所紀要』三・四号、一九五四年)、梶嶋政司 「長崎町人の新田開発・『預ヶ銀』と天草石本家」
- (28) 天草石本家は長崎町人からの預け銀運用していた。長崎平戸町石本幸四郎は文化二年から文化八年にかけて、天草石本家へ銀を預けていたが、天草石本家では預かった銀を元手に天草郡内の地所を買い付け、地主経営をおこなっていた。ちなみに、フェートン号事件が起こった文化五年の地所の買い付け額は、その前後の年に比べて突出している。これから、貿易都市長崎の対外的な危機に際して、貿易に経済的基盤をもつ長崎町人が天草地方の地主経営を志向していくという状況を読み取ることができる。(梶嶋政司 「長崎町人の新田開発・『預ヶ銀』と天草石本家」)

- (29) 松木文庫四〇「異船渡來之節市中御備之儀ニ付連印を以奉願候書付控」(九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵)
- (30) 添田仁「近世中後期長崎における都市運営と地役人」、同「長崎番方地役人と正徳新例——浪人から御役所附へ——」
- (31) 『九州史学』一四七、二〇〇七年)
- (32) 松木文庫五六「御備之儀ニ付被仰渡候御書付并御手頭之留」の記事によれば、「異国船渡來之節御備向手続并心得方大意書」が「三月廿一日、御年番久松喜兵衛殿より被成御渡」とある。なお、類似の史料として、文化六年六月の日付をもつ「異国船渡來之節御備大意御書付」(藤文庫一四一八六、長崎歴史文化博物館所蔵)がある。
- (33) 松木文庫五六「御備之儀ニ付被仰渡候御書付并御手頭之留」
- (34) 石本家文書五七三三「書状」
- (35) 石本家文書一三七九「下田并古江新田見取御見分之節両村より差出候願書請書等之写一件」所収「長崎御備方新田之儀ニ付申上候書付」に「高木作右衛門様、同郡御廻村之節、下田并古江新田之内、鍬下年季明之場所御見取場御改有之ニ付、田口惣兵衛彼地え罷越、六月朔日支配人富永仁兵衛同道、右場所え罷出、御見分相済候」と朱書の書き込みがある。支配人富永仁兵衛については後述。
- (36) 近世の天草郡では錢匁勘定の十九文錢が流通していた。
- (37) 山下雄平は、安永六年(一七七七)に下田村濱ノ原の新田三町・同村釜の新田三反、翌安永七年(一七七八)に同じく下田村釜の新田一三町一反を取得している(石本家文書一三七九)。長崎町人による天草の新田開発の先例として注目できる。
- (38) 松木文庫四〇「異船渡來之節市中御備之儀ニ付連印を以奉願候書付控」に名前がみえる。
- (39) 石本家文書二一四六八一九「差出申一札之事」
- (40) 石本家文書二一四六八一六「極置一札之事」
- (41) 「長崎新田方御掛」と史料に表記されている場合もある。「市中御備銀懸」を長崎町乙名の加役の一種と考えることに

ついては、長崎市シーボルト記念館の織田毅氏のご教示によつてある。なお、「市中御備銀懸」以外の長崎町乙名の加役の種類については、添田仁「近世中後期長崎における都市運営と地役人」所収の【表二】「町乙名加役成立・廃止年代表」に詳しい。

石本家文書二一四六八一二「差上申一札之事」

石本家文書二一四六八一一〇「下田恒吉虎右衛門より取置候杉山之請証文」

石本家文書二一四六八一五一一「以書付申上候御事」

石本家文書二一四六八一〇「差出申請証文之事」

石本家文書二一三七九「下田并古江新田見取御見分之節両村より差出候願書請書等之写一件」

『日本国語大辞典』第十八卷（小学館、一九七五年）「見取」の項目。

石本家文書一三七九「下田并古江新田見取御見分之節両村より差出候願書請書等之写一件」所収「奉願候事」

石本家文書一三七九「下田并古江新田見取御見分之節両村より差出候願書請書等之写一件」所収「字大古江新田見取内見帳」

石本家文書一四一〇

石本家文書五七三一四

石本家文書一四一〇

52 51 50